

注：治水部会のみ使用予定

治水部会のこれまでの議論とりまとめ案  
(「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」に対する意見・提案)

本資料は、部会として「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」への意見・提案をとりまとめる際の参考のため、これまでの治水部会での主な意見・やりとり内容と説明資料への意見案を庶務がまとめたものです。

本資料の構成

左側に「これまでの部会で各委員から出された意見・やりとり内容」を記し、右側の列には、左の意見をふまえた、「説明資料に対する部会としての意見案」を記しています。

注)第4回部会までに部会委員から文書にて寄せられたご意見は委員席の机の上に置いてあります。また、5/16 委員会以降にダムに関して寄せられた意見は参考資料2として配布しております。

説明資料 - 索引	No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ( )内は部会での要検討事項
3 治水・防災				
1 洪水	全体			
	理念、基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治水安全度は下げずに壊滅的被害を避ける、そのための一番の基本が破堤ではないか、という論理だと思う。この点に関しては、委員会と河川管理者とで共通の認識を持っていると理解している。一般には、破堤による壊滅的被害の回避が優先されて治水安全度の向上が軽視されていると誤解されている面がある。</li> <li>・ 治水に対して河道対策とダムだけで良いのか、という考え方もある。説明資料(第1稿)に「洪水被害ポテンシャル低減対策」として記されているが、現状維持なのか機能強化する攻めの姿勢なのかが不明であり、物足りない。河道やダム以外へ現状以上の流量配分を設定する、或いは、公共施設の土地利用誘導だけではなく、民間企業や住民に補助金を出す等の努力を積極的に行っていくべき。 説明資料(第1稿)には、まず情報伝達、次に被害ポテンシャルの低減、3番目に堤防、との考えで、この順番で記している。土地利用誘導等については現状維持ではないが、今すぐ達成できることではないと考えた計画となっている。(河川管理者)</li> <li>・ 応急的堤防強化について説明されているが、これは従来と同じ手法であり、提言にある「超過洪水・自然環境を考慮した治水」を実現できないのではないかと。提言では治水の理念転換をうたっているが、説明資料(第1稿)の内容は従来の治水の延長線上にあるように感じられる。提言を受けてどこがどう変わったのかを示すなどして、わかりやすく説明してほしい。(部会長) 様々な堤防強化を考えていかなければならないと思っている。本日の説明内容は、現状の技術で可能な範囲で示したものであり、一方で、河川環境に影響のない方法やより安全度の高い方法を検討、試験施行していかなければならないと思っている。(河川管理者)</li> </ul>	<p>第2回治水部会 (030327)</p> <p>第4回治水部会 (030414)</p> <p>第1回治水部会 (030308)</p>	<p>壊滅的被害の防止に関する理念については説明資料の内容と提言とは一致していると理解している。 「自然環境に配慮した治水対策」地域特性に配慮した治水対策については後述の方針に従い、検討をお願いしたい。</p>

説明資料 - 索引	No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ( )内は部会での要検討事項
		<p>河川管理者は、時間、予算、環境への影響などを考慮してある程度シナリオをつくり、提言で述べていることが本当にどこまで実行可能なのかを具体的に示さなければならない。何に対しても「検討したい」と答えていては、審議が進まない。</p> <p>一度、環境という要素を横に置いて、「治水だけを考えた場合にも、このような転換が必要」ということを明言すべき。それと同時に「河川環境の重要性を考慮することによって、このような転換が必要」という内容と併行して考える必要がある。</p>		
1) 情報伝達、伝達システムの整備等		<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水被害の多くは夜間に発生する。昼間と夜間では、情報の提供や伝達システムも違って来るはずだ。どのような対策を考えておられるのか。</li> </ul> <p>現在の情報提供システムは、基本的には24時間体制で行われている。しかし、住民の避難については、密に情報を提供していくしかないというレベルにとどまっている。常日頃から、堤防のもろさと水害の恐ろしさを発信し続け、その上で自治体と連携していくしかないと考えている。(河川管理者)</p>	第3回治水部会 (030410)	<p>情報伝達、避難誘導について以下の点について追加検討を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>夜間における情報の提供や伝達システム</li> <li>停電時における対応方向</li> <li>防災教育</li> </ul> <p>( 現行の説明資料での記述で不十分か、追加すべき具体的内容は? )</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策区間とその他の地域とは、情報の提供・伝達システムが違って来るべきではないか。それによって意識付けもできるのではないか。</li> </ul> <p>基本的には、地域で差を付けることなくやっていくべきだと考えている(河川管理者)</p>	第3回治水部会 (030410)	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水が起こった時には停電することが多く、伝達のシステムが途切れがち。人が臨機応変に対応するには日頃からの防災教育が必要。</li> </ul>	第3回治水部会 (030410)	
2) 被害ポテンシャルの低減対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>河川審議会答申や流域委員会の提言に記されているように、洪水に対しては、堤外地(河川側) 堤内地(都市側)での対応の両方が関係してくる。堤内地に対して流域としてどのような治水を行うか、河川整備計画にはどの程度盛り込まれる見通しか。</li> </ul> <p>河川管理者だけでは出来ないことが多いため、説明資料(第1稿)では被害ポテンシャル低減対策として協議会を設置して関係自治体、機関等と連携していくことを考えている。特に避難誘導に関しては、淀川下流部には地下街が多いため、ソフト、ハード一体となった対策が必要である。(河川管理者)</p>	第2回治水部会 (030327)	( 現行の説明資料での記述でどこの部分が弱い。ソフト対策として追加すべき事項は )

説明資料 - 索引	No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ( )内は部会での要検討事項
		<p>流域対応については、従来から総合治水で対応しようとして出来なかった。何故できないか、ということ踏まえて記述頂きたい。</p>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会では、堤内地側のソフト対策が重要であると時間をかけて議論し提言したが、説明資料(第1稿)は十分とは言えない内容であり不満を感じている。</li> </ul>	第2回治水部会 (030327)	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体や関係各省などとの連携については、1977年の河川審議会の答申以降、繰り返し述べられていることだが、現在、全国的に見てそのような連携体制で取り組んでいる事例があるのか。説明資料のなかに「洪水被害ポテンシャル低減方策協議会」(仮称)の設置が記されているが、これはどのように位置づけておられるのか。 「洪水被害ポテンシャル低減方策協議会」では土地利用誘導も含めた検討を想定しているが、協議会の枠組みでここまで含めているのは無いのではないか。 この協議会で様々な問題が出て来た場合には、一体なぜ連携できないのか、誰がどういう理由で連携を拒んでいるのかを広く一般に公開する。連携しようと努力し、問題についても公開することで連携を進めたい。(河川管理者)</li> </ul>	第2回治水部会 (030327)	
< 被害ポテンシャル低減対策方策協議会 >		<ul style="list-style-type: none"> <li>被害ポテンシャル低減対策方策協議会について、どのようなイメージを持っておられるのか。特に土地の利用誘導は、河川管理者だけで実現できるものではない。 地域特性に合わせて、河川ごとに分科会をつくり、様々な関係者(沿川自治体、地下空間管理者、气象台、防災関係機関、農業・林業関係、ライフライン関係等々、具体的な整備内容シート 治水-5 参照)とともに考えていきたい。避難誘導についてはシート治水-6に、土地利用誘導についてはシート治水-7に記載していることを考えている。(河川管理者) 地域特性を考慮して協議会をつくり、さらにそれが住民に周知徹底されるシステムまでつくるのが重要だ。また、平常時から行うことと危機管理として行うことと両方必要である。 まだまだ、河川管理者がリードしようとしている観がある。地方自治体が主だということを強く打ち出していけない。</li> </ul>	第3回治水部会 (030410)	<p>被害ポテンシャル低減対策方策協議会に関して以下のような視点を踏まえ、記述の充実を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性を考慮して協議会をつくり、さらにそれが住民に周知徹底されるシステムまでつくる。</li> <li>平常時から行うことと危機管理として行うことと両方必要</li> <li>まだまだ、河川管理者がリードしようとしている観がある。地方自治体が主だということを強く打ち出すべき</li> </ul>

説明資料 - 索引	No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ( )内は部会での要検討事項
3) 堤防強化対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防について、区間ごとにどの程度の降雨規模で破堤する危険性があるのか、それに対してどのような優先順位でどんな整備が実施されるのかが説明されなければ、不安が増すだけに感じる。 破堤の危険性を区間ごとに整理した資料は、第3回委員会にて提出している。また、具体的な整備内容シート(第1稿)では堤防補強などの実施事業と対象区間を示しているが、そのなかのさらに細かい工事内容や区間までは示していない。(河川管理者)</li> </ul>	第2回治水部会 (030327)	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防強化についての考え方について以下のような観点から検討して頂きたい</li> <li>あらゆるところを高規格堤防化するという考え方が適切か</li> <li>「恒久的」ではないところはすべて「応急的」に対応すべきか/すべてを川の中で対応するかの印象を与えないか</li> <li>「恒久的」「応急的」の名称/自然が相手であれば恒久的はあり得ない/もう安全だという幻想を与えないネーミング</li> <li>周辺の土地利用との関連による強化法の検討(霞堤等)</li> <li>被害低減ポテンシャル協議会の堤防強化における役割 (堤防強化の考え方についての部会からの提案、「恒久的」「応急的」に変わる名称、周辺の土地利用との関係での堤防強化のあり方は)</li> <li>堤防強化についての技術開発の必要性の追加して欲しい (ハイブリッド堤防等の強化の手法、自然環境への配慮等)</li> <li>優先順位について以下の点から追加の記述をしてほしい</li> <li>優先順位の考え方(第3回治水部会資料等)について整備内容シートへの追加</li> <li>優先順位についての地元住民の係わり方</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆるところを高規格堤防化することが良いのかどうかは議論すべき。また、恒久的なものが高規格堤防化で、応急的なものが既存堤防の強化というのはおかしいのではないか。</li> </ul>	第3回治水部会 (030410)	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>霞堤も1つの堤防強化対策だと思うが、河川管理者の考えている「応急的」な堤防強化対策とはどういったイメージなのか。 スーパー堤防よりも短期間で整備できるが、越水にも耐えられるとは言い難いため「応急的」と名付けた。また、これまで堤防を整備するたびに「これでもう安全だ」という幻想を与えてきた。同じことを繰り返したくないという思いから「応急的」としたが、名称については検討したい。(河川管理者) 地域特性や自然環境等を考慮すれば、スーパー堤防が「恒久的」な破堤回避対策だとは言えないのではないか。 相手が自然である以上、「恒久的」はあり得ない。また、スーパー堤防といえども、河床が上昇すれば危険だ。 土地利用との関係によっては、堤防を取り払い霞堤みたいなものをつくり、その周辺を市街化しないということもあり得る。今後、沿川自治体等と協議して決めていきたい。(河川管理者)</li> </ul>	第3回治水部会 (030410)	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパー堤防が無理なところは全て「応急的」堤防強化で対策していくということだが、他に方法はないのか。これでは、すべて川の中で対応しようとしているようで「堤防には頼らない治水」としている提言の理念と矛盾しているのではないか。 当然、流域対策も行っていくが、今ある堤防をそのまま放置しておいてよいというわけではない。流域対策は時間がかかるため、並行して堤防強化も行っていくべきだと考えている。全川で堤防強化が必要かどうかは、洪水ポテンシャル低減方策協議会等で議論していきたい。(河川管理者)</li> </ul>	第3回治水部会 (030410)	

説明資料 - 索引	No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ( )内は部会での要検討事項
		<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な整備内容シート(第1稿)では、応急的堤防強化対策が多く河川に記されており、巨額の事業費を投じても応急的な堤防強化しかできないのか、とショックだった。一般の方がこの内容を見たら、「もっと他に方法があるのでは」という議論になるのでは。  破堤しない堤防はスーパー堤防以外では不可能であり、現在ある堤防を強化したとしても、すぐに破堤しない堤防ができるわけではないという意味を込めて、「応急的堤防強化」という言葉を使っている。具体的な整備内容シート(第1稿)には、今できる対策を示しているが、今後も技術開発を進める必要があると考えている。(河川管理者)  これまでの、堤内地を守るためにより高い堤防をつくってきた考え方をやめて、理念転換しようと言っているが応急的な強化に頼らざるを得ないところがジレンマである。  応急的堤防強化については、堤防直下に人家が連たんしているところは、破堤した際に家が壊れるため無条件で対象区域とした。また、人家が無くても東海豪雨並の500mmの降雨でも危ないところは対象とした。このような考えで具体的な整備内容シートの内容となっている。今後、より細かな整備の優先順位を示していきたいと考えている。また、堤内地でのソフト対策や被害ポテンシャル低減対策を行うことで堤防強化の必要が無くなる区間があるかもしれないが、今回はそこまでの結論を出していない。(河川管理者)  「応急的堤防」という言葉は「スーパー堤防」に対する言葉であり、すぐに壊れるものではなく、数年で工事をし直すものでもないと理解した。(部会長)  具体的な整備内容シート(第1稿)には、整備内容が羅列されているだけで背景となる考え方が記されていない。先ほどの説明のような考え方が分かるよう記述すべきでは。</li> </ul>	第2回治水部会 (030327)	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防強化の優先順位が示されているが、そこに至る過程で住民は関われないのか?  優先順位についても原案に示される。その内容については住民の方からも意見を聞き、議論をしていきたい。</li> </ul>	第3回治水部会 (030410)	

説明資料 - 索引		No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ( )内は部会での要検討事項
	<技術開発>		<ul style="list-style-type: none"> <li>提言で記したハイブリッド型など手法はいくつかあると思うが、今後の技術開発は？ 新たな技術検討の場を早急に作り検討したい。(河川管理者) 河川管理者には堤防の専門家が少なくなっているのではないか。10年前の堤防とほとんど同じようなものが案として出されている。</li> <li>遊水池などの様々な方法についても検討したい。</li> </ul>	第3回治水部会 (030410)	
	(2) 浸水被害の軽減		<p>壊滅的な被害の回避と地域特性に応じた治水安全度の向上とを矛盾せずに進める考え方が基本である、ということを明確に記すべき。</p> <p>これまでのように一律に目標を定めるのではなく、地域毎、区間ごとに地元の意見も考慮しながら何らかの目標を定めて治水安全度を上げていく、と理解した。(部会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>治水対策として、破堤による壊滅的被害の回避と同時に、浸水被害に対する治水安全度も高めていかなければならない。地域特性に応じた治水安全度の確保にあたっては目標を設定することが重要ではないか。目標を記さないと、壊滅的被害だけを防止するという印象を与える。考えを分けて、定量的に目標を持てるところは目標を記すべき。</li> </ul> <p>狭窄部上流など浸水頻度の高いところは、「河川ごとの既往最大規模の降雨」を一つの目標として浸水対策を行うこととしており、必要な場所では浸水被害の軽減を同時に行いたい。(河川管理者)</p> <p>琵琶湖周辺に関しては、既往最大規模の降雨に対して被害をゼロにすることは、今回の整備計画の中でも不可能である。下流の宇治川の改修との関係で上限を決めざるを得ない状況である。(河川管理者)</p>	第2回治水部会 (030327)	<p>壊滅的な被害の回避と地域特性に応じた治水安全度の向上とを矛盾せずに進める考え方が基本である、ことを「4.3.1(2)浸水被害の軽減」の項に明確に記すべきである。</p> <p>浸水被害の軽減の目標については、可能な限り定量的な目標が必要であるが、これまでのように一律に目標を定めるのではなく、地域毎、区間ごとに地元の意見も考慮しながら何らかの目標を定めて治水安全度を上げていく、と理解した。</p> <p>(個々の地域の浸水被害の軽減の目標は地域別部会等で検討)</p> <p>狭窄部の浸水被害の軽減については、以下の点も踏まえ多くの様々な選択肢を組み合わせ検討して欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、ハザードマップ等により読みとれる危険度に応じて、望ましい土地利用を積極的に訴えかけ</li> <li>ダムの高上げ、気象予測と連動したダムの放流操作の見直し等</li> </ul> <p>(浸水被害の軽減策として追加すべき項目は)</p>
	<狭窄部上流>		<ul style="list-style-type: none"> <li>提言同様、説明資料も狭窄部は当面開削しないとしながら、既往最大規模の浸水被害の解消を図るとしている。これができれば良いが、非常に困難なことではないか。</li> </ul>	第3回治水部会 (030410)	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>対策を行って安全になればなるほど、人が集まり、洪水ポテンシャルは高まってしまう。例えば、ハザードマップ等により読みとれる危険度に応じて、望ましい土地利用を積極的に訴えかけるところまで考えなければならない。</li> </ul>	第3回治水部会 (030410)	

説明資料 - 索引	No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ( )内は部会での要検討事項
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狭窄部上流の被害軽減対策として日吉ダムや一庫ダムの治水機能強化が検討されている。近年は短期的な気象の予測精度も向上しているため、放流方法の見直しで対応できないか。 ダムの嵩上げ、堆砂容量の見直し、操作規則の変更も視野に入れて、見直しを行なっていく。(河川管理者)</li> </ul>	第3回治水部会 (030410)	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば、銀橋狭窄部の浸水被害軽減対策として、一庫ダムの治水機能強化検討が記載されているが、他にも選択肢はある。いくつかの選択肢の中からその手法が選ばれた検討過程についても記述して頂きたい。 一例として一庫ダムをあげているにすぎず、説明不足である。(河川管理者)</li> </ul>	第3回治水部会 (030410)	
< 琵琶湖沿岸 >		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の操作規則は河川法の改正以前の合意に基づいているため、改正河川法と当流域委員会からの提言を受けて再検討されるべき。今すぐの実施が難しいのは承知しているが、どのような方向で検討されるお考えかお聞きしたい。 すでに合意されたものだからと言って見直しを行わないということはない。一般的な回答となるが、合意の妥当性も含めて検討し、必要であれば関係者の同意を得ながら変更する。(河川管理者) 整備計画には、そのような検討の方向性なども明確に記すべき。 説明資料(第1稿)には、「治水・利水への影響を考慮した上で、淀川大堰や瀬田川洗堰などの運用の見直しを検討する」と記している。これは、過去の合意についてもその内容も含めて真摯に検討する、という趣旨である。(河川管理者) 瀬田川と琵琶湖の関係を、狭窄部とその上流部だと考えれば、現在の合意内容である、下流に流量増加の危険がある場合の全閉操作と、その後、下流が安全な範囲で琵琶湖周辺の浸水被害を無くすために可能な流量を流す後期放流は、それぞれ「狭窄部を開削しない」「地域特性に応じた治水安全度の向上」という提言の理念に沿っているのではと考えている。(河川管理者) 合意内容は、「全閉操作」と「後期放流」だけではないので、他の操作も含めて全てを考えると提言に沿っているかは分からない。様々な状況を十分に踏まえた上で考え直す方向で検討される、と理解したい。</li> </ul>	第4回治水部会 (030414)	現在の操作規則は河川法の改正以前の合意に基づいているため、改正河川法と当流域委員会からの提言を受けて再検討されるべきである。今すぐの実施が難しいのは承知しているが、どのような方向で検討するかも記述すべきである。合意内容は、「全閉操作」と「後期放流」だけではないので、他の操作も含めて全てを考えると提言に沿っているかは分からない。様々な状況を十分に踏まえた上で考え直す方向で検討される、と理解したい。



説明資料 - 索引		No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ( )内は部会での要検討事項
0	その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会は直轄河川だけを考慮して提言したのではないので、各府県が管理している河川についても、提言の内容を尊重して河川管理が行われるべきだと考えている。 今回の整備計画は、府県の管理者も読んで頂いていると思っている。(河川管理者)</li> </ul>	第2回治水部会 (030327)	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会は直轄河川だけを考慮して提言したのではないので、各府県が管理している河川についても、提言の内容を尊重して河川管理が行われるべきである。</li> </ul>
	<自然環境を考慮した治水>		<ul style="list-style-type: none"> <li>提言では「自然環境を考慮した治水」を理念の一つとして挙げており、説明資料(第1稿)の「治水・防災」においても考え方を記してほしい。自然環境の保全・回復を目指した場合、治水安全度に影響する場合もあり、その際の治水としての考え方を記す必要がある。 従来の河川整備では、治水と環境をバラバラに考えてきた。今後は、各河川の各箇所環境、治水、利水で総合的に最適となるよう考えることを基本としたい。この考えで、説明資料(第1稿)には、「原則として、堤防強化を行う箇所において、併せて河川管理者形状の修復を実施」(5.2.1)と表現している。(河川管理者) これまでの河川整備は、治水に支障の及ばない範囲で環境に配慮するという考え方であったと思う。今後は、環境と治水を同等に考慮していかなければならない。(部会長)</li> </ul>	第2回治水部会 (030327)	<p>治水の項目の中で「自然環境を考慮した治水」についての、治水安全度との関係等の基本的な考え方について以下の点を考慮し記述を追加してほしい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提言では「自然環境を考慮した治水」を理念の一つとして挙げており、説明資料(第1稿)の「治水・防災」においても考え方を記してほしい。自然環境の保全・回復を目指した場合、治水安全度に影響する場合もあり、その際の治水としての考え方を記す必要がある。</li> <li>これまでの河川整備は、治水に支障の及ばない範囲で環境に配慮するという考え方であったと思う。今後は、環境と治水を同等に考慮していかなければならない。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境の保全は人間が非常に長い時間に渡り生存していくために、必要だと考えている。そういう意味では、人間の生存を脅かす程度までの問題が生じているのであれば、治水上少し問題があったとしても、自然環境の回復を行うとともに治水の問題も解決する方法を考えるべきだ。人間の生存に大きく関係するという意味で、自然環境の保全も治水や利水と同じ問題である。そのことを再度理念として強調頂きたい。</li> </ul>	第2回治水部会 (030327)	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>河川環境の保全・復元のためには、水や流砂の連続性の確保が重要になってくるが、これまで以上に砂を流せば、河床が変動し、抵抗も増して水位も変動する。こういったことを考慮して、今後の治水を検討して頂きたい。</li> </ul>	第1回治水部会 (030308)	<p>土砂供給の問題と治水上の安全度の問題を合わせて検討すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川環境の保全・復元のためには、水や流砂の連続性の確保が重要になってくるが、これまで以上に砂を流せば、河床が変動し、抵抗も増して水位も変動する。こういっ</li> </ul>

説明資料 - 索引	No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ( )内は部会での要検討事項
		<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境のために水や土砂の連続性を許容することによって、激しい水位変動による局所的な洗掘の発生など、治水上の安全度が低下する可能性がある。これまでの安全度の考え方に加えて、変動への配慮が必要になってくると思うが、どのようにお考えか。</li> </ul>	第2回治水部会 (030327)	<p>たことを考慮して、今後の治水を検討すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境のために水や土砂の連続性を許容することによって、激しい水位変動による局所的な洗掘の発生など、治水上の安全度が低下する可能性がある。これまでの安全度の考え方に加えて、変動への配慮が必要である。</li> </ul>
		<p>土砂の流れについては、ダム等で殆ど遮断されている状態を少しでも回復しようとしている。しかし、大雨の時にダムを素通りして流れるのは治水とのバランス上問題があるだろう。また、横断方向の連続性の修復に際しては、高水敷の切り下げで堤防が危なくなるのであれば、補強策を考える必要があるだろう。(河川管理者)</p>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境を回復する手法は十分に確立されておらず、開発途上にある。説明資料(第1稿)には、「自然環境を回復する手法の検討」という項目が入っていないため、既存の手法だけで対応するとは理解できないところが気になる。 説明資料(第1稿)には、現在可能な手法を提示しているが、これで十分とは思っていない。新しい技術の開発も当然行う必要があると考えている。(河川管理者)</li> </ul>	第2回治水部会 (030327)	整備計画の中に「自然環境を回復する手法の検討」を位置づけるべき。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水時の攪乱機能をどのように維持していくかについても検討する必要がある。攪乱については、河川の横断方向の形状など物理的な問題についても考慮する必要がある。 洪水時の攪乱機能の重要性については十分に認識しており、「水量」の項目では、既存のダム・堰の運用の改善についての検討を記している。また、河川形状に関しても、「河川形状」の項目に取り組み内容を記している。(河川管理者)</li> </ul>	第2回治水部会 (030327)	<p>河川環境の面から、平水時だけでなく洪水時の攪乱機能をどのように維持していくかについても検討する必要がある。攪乱については、河川の横断方向の形状などと合わせて考慮する必要がある。 (具体的な内容は、現在の河川環境の項の記述では不十分か)</p>
< 堤防強化対策と自然環境 >		<ul style="list-style-type: none"> <li>資料2-3には堤防強化対策の事例が紹介されているが、対策を実施した後の堤防の自然環境はどうなっているのか。モニタリングは実施されているのか。 表土に芝生を張っているだけなので、モニタリングは行っていない。高槻の鶴殿地区では、法面を元に戻した後、そのまま放置して、モニタリングをしている。(河川管理者)</li> <li>自然環境の面から見て、堤防を強化した後に覆土するだけで、環境への配慮は十分なのか。</li> </ul>	第3回治水部会 (030410)	<p>自然環境の面から見た堤防強化のあり方についての記述を以下のような点も含めて記載して欲しい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境保全のための技術の開発</li> <li>自然環境の面から見て、堤防を強化した後に覆土するだけで、環境への配慮は十分なのか。</li> <li>堤防1つの環境ではなく、それが川全体に及ぼす影響を考えていくことが、重要</li> <li>河川の樹林帯を残すことによって、現在の堤防は強くな</li> </ul>

説明資料 - 索引		No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ( )内は部会での要検討事項
			<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的に言えば、回復不能なほどに自然環境が破壊される前に、予防的な見地から検討を行う習慣が重要。堤防1つの環境ではなく、それが川全体に及ぼす影響を考えていくことが、重要であり、堤防の植生に対しても砂に対しても予防的な見地で検討してから対策を実施していくという習慣が重要。</li> </ul>	第3回治水部会 (030410)	<p>るのか、弱くなるのか</p>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の樹林帯を残すことによって、現在の堤防は強くなるのか、弱くなるのか。自然と土木建築物との関係を考え直さないといけない。</li> </ul>	第3回治水部会 (030410)	
	2 高潮				
	3 地震・津波				
	4 維持管理等				
4 利水					
5 利用					
6 ダム					
1 ダム 計画の 方針	全体		<ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者は、提言を踏まえて、治水におけるダムの存在意義をどのように考えているのか。(部会長) 提言を受けて、治水上のダムのあり方や位置づけが大きく変わっていくのは確かだ。しかし、どのように変わるかは個々のダムによって異なるため、次回委員会以降のダムに関する説明の際に説明したい。(河川管理者)</li> </ul>	第4回治水部会 (030414)	<p>「ダムに関する見直し資料」について、地域部会等の議論を踏まえ、以下の観点から今後検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提言を踏まえて、治水におけるダムの存在意義をどのように考えているのか記すべきである。</li> <li>ダムの必要性を説明する際には時間のファクターを入れるべき。例えば、非常に長い時間をかけて、土地利用や堤防整備が理想的な形になっていけばダムは必要無いかも。しかし、20、30年で目標とする治水安全度を達成するには、即効性のあるダムが必要</li> <li>ダムではない選択肢(巨椋池を復活させた場合など)を示した上で、どういう場合にダムでなければいけないか。</li> <li>既存のダムの環境改善策の有効性(選択取水等)</li> <li>ダムの代替案を比較検討する際には、直接的な効果だけではなく、間接的な効果のプラスマイナスも含めて比較すべきである。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>25年前ほどに旧河川審議会が総合治水という考え方を示してから、治水の考え方を見直そうという流れがあった。流域委員会の提言もその流れに沿ったより具体的な内容だったと思う。このような変化の中で、今やろうとされていることがどう位置づけられ、転換していくのかを示してほしい。 我々は、提言に記されている治水の理念転換と第1稿の治水の方針は一致していると考えている。この点に関してダムがどのように寄与するのか、他の代替案も含めて、次の委員会では説明したい。具体的には、従来のように下流のある地点で何m<sup>3</sup>/sの流量をカットするために上流のダムを位置づける、という説明にはならない点が大きな転換点だと思う。(河川管理者)</li> </ul>	第4回治水部会 (030414)	

説明資料 - 索引	No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ( )内は部会での要検討事項
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダムの必要性を説明する際には時間のファクターを入れるべき。例えば、非常に長い時間をかけて、土地利用や堤防整備が理想的な形になっていけばダムは必要無いかも。しかし、20、30年で目標とする治水安全度を達成するには、即効性のあるダムが必要、という説明が考えられる。 河川整備計画は、今後20～30年を対象としているため、この期間内において何をしていくのか、という説明になる。(河川管理者)</li> <li>・ ダムではない選択肢(巨椋池を復活させた場合など)を示した上で、どういう場合にダムでなければいけないかの説明が必要である。</li> <li>・ 「治水目的以外のダムでは、洪水の場合にはダムの有無は関係なく同じ流量が流れる」との説明があったが、ダムが有った場合は無い場合と比べて高いところから水が流れるため、被害ポテンシャルは高まるだろう。このような問題も含めたリスクマネジメントについて、治水(ダム)面からどのように考えるのか。</li> <li>・ 水需要管理を進める立場に立った場合、ダムをどう考えるのか。</li> <li>・ 自然環境とダムの関係について、ダム貯水池の中だけではなく、周囲の自然環境への影響も含めて、ダムをどう考えるのか。</li> <li>・ 選択取水設備等の水質改善策の評価として「改善率」ではなく、「達成率」がどうなのかを踏まえた議論。</li> </ul>	<p>第4回治水部会 (030414)</p> <p>第4回治水部会 (030414)</p> <p>第4回治水部会 (030414)</p> <p>第4回治水部会 (030414)</p> <p>第4回治水部会 (030414)</p> <p>第4回治水部会 (030414)</p>	
2 既設ダム				
3 各ダムの整備の方針				
0 その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダムの見直しについて説明頂く際は、ダムサイトや流域の状況、ダム以外の代替案等について、考え方や問題点などを十分出して頂いた上で説明願いたい。</li> </ul>	<p>第4回治水部会 (030414)</p>	

説明資料 - 索引	No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ( )内は部会での要検討事項
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダムの代替案を比較検討する際には、直接的な効果だけではなく、間接的な効果のプラスマイナスも含めて比較されるのかどうかお聞きしたい。  水利計算上の効果だけでなく、時間のスパンの考慮や現地での社会的影響も含めてどのように評価しているかを説明することになる。(河川管理者)</li> </ul>	第4回治水部会 (030414)	